

議会改革で再要望

反問権
質問権 「基本条例に明記を」

生駒

生駒市の山下市長は18日、議会改革にかかわる再度の要望書を山田正弘議長に手渡した。議会が6月議会で

制定を目指す議会基本条例に、議員の質問に問い返すことができる広義の反問権、議会の議案修正や提案などの際に質問や意見が述べ

られる質問権(反論権)の明記を求めた。反問権について山田議長は「議会の決定事項」として、基本条例案策定段階では、質問の趣旨確認に限定した反問権しか認めない考えを市長に伝えた。

12月に提出した要望書に不十分なところがあつたとして、再度提出した。反問権、質問権の他、議会独自の条例案作成過程で市側に意見を聴く手続きの制度化も求めている。

一方、議会運営委員会が同日開かれ、議会改革特別委員会から、各種団体からの要請で議会と懇談できるようにすることや、全議員による政策討論会設置が協議事項として提案された。委員会のテーマ別調査を広げた形で議会として政策提案を行うための

方策だが、負担が増し、肝心な行政チェックがおろそかになりかねない、などを理由に設置に消極的な意見もあった。【熊谷仁志】